



日本政策金融公庫 国民生活事業には、 NPO法人のみなさまにご利用いただける融資制度があります。

日本政策金融公庫 国民生活事業は、ソーシャルビジネス^(注)に取り組むNPO法人のみなさまが必要とする事業資金をご融資しています。

(注) 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決をミッション(使命)として、ビジネスの手法を用いて取り組む事業。



ソーシャルビジネスマーク

企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合って、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、ソーシャルビジネス(Social Business)の「S」を用いて表現しています。

POINT 1

ソーシャルビジネスに取り組む方のための融資制度です。

- ソーシャルビジネスに取り組むNPO法人のみなさまを資金面からサポートします。

「ソーシャルビジネス支援資金(企業活力強化貸付)」の概要

融資限度額	担保なし	4,800万円 3,000万円(うち運転資金1,500万円)
	担保あり	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金: 20年 以内(2年以内) 運転資金: 7年 以内(2年以内)	
利率(年) ^(注1)	基準利率、特別利率A、特別利率B	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 NPO法人の特例 NPO法人は利率を上乗せすることで、 代表者の方の保証が不要になります ^(注2) 。	

(注1) ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。
(注2) 新創業融資制度をご利用いただく方は、本特例はご利用いただけません。

POINT 2

担保・保証人を不要とすることもできます。

- ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、次の制度をご利用いただけます。

税務申告を2期以上行っている方

融資制度	担保を不要とする融資
担保・保証人	無担保・代表者の方のみの保証

(注)1 これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
2 実質的な経営者である方や事業承継を予定している方などには、保証をお願いする場合があります。

新たに事業を始める方または 事業開始後で税務申告を2期終えていない方

融資制度	新創業融資制度
担保・保証人	無担保・無保証人

(注)1 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。なお、本制度の貸付金残高が1,000万円以内(今回のご融資分も含みます。)の方については、本要件を満たすものとします。
2 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。

ご利用例

送迎用車両の購入



事業内容: デイサービス(高齢者支援)
融資金額: 300万円
ご返済回数: 60回
毎月のご返済元金: 5万円(利息は含みません)

新たに雇用する職員に対する 人件費の支払い



事業内容: 保育園(子育て支援)
融資金額: 200万円
ご返済回数: 20回
毎月のご返済元金: 10万円(利息は含みません)

イベント会場の設営費や運営にかかる 諸経費の支払い



事業内容: イベント企画(地域活性化)
融資金額: 300万円
ご返済回数: 20回
毎月のご返済元金: 15万円(利息は含みません)